大阪府立体育会館におけるキャンセル料金の規定について

申し込み用紙をご記入頂き、当施設が受理させて頂いた時点でご予約は確定となります。

予約の確定後に利用の全部又は一部を取り消す場合は下記のとおりキャンセル料金が発生致します。

・利用日の１ヶ月前までに利用申込みを取り消した場合、利用料金の５割に相当する額をお支払い頂きます。

・利用日の１５日前までに利用申込みを取り消した場合、利用料金の8割に相当する額をお支払い頂きます。

・利用日から１4日以内に利用申込みを取り消した場合、辞退料として利用料金を全額お支払い頂きます。

利用料金は附帯設備使用料を含めた料金となります。打ち合わせの際に使用予定とされていた附帯設備がある場合は附帯設備使用料を含めたキャンセル料金をお支払い頂きます。

まん延防止や緊急事態宣言等が発出された場合であっても当施設が臨時休館となっておらずに利用を取り消しされた場合は規定に基づいたキャンセル料金をお支払い頂きます。

上記のキャンセル料金の規定について承諾致します。

令和　　　年　　　月　　　日　署名